

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和4年3月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田 上 富 久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次のように加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和3年度分及び令和4年度分の保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が定められているものとする。）について適用する。